

志布志港食品輸出小口貨物助成事業交付要綱

(目的)

第1条 志布志港発着の外貿コンテナ定期航路、または、国内定期航路を利用し、小口の食品貨物をドライ、リーファー又は CA コンテナにて輸出する荷主企業に対して、志布志港湾振興協議会が予算の範囲内で輸出に係る経費の一部を助成することにより、志布志港からの食品輸出貨物の利用促進を図る。

(助成対象者)

第2条 助成金は、次に掲げる全ての事項を満たす荷主企業（個人経営者を含む。以下同じ）に交付するものとする。なお、商社等との契約により、当該企業が直接荷主とならない場合も、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上の荷主を助成対象とすることができる。

- (1) 日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業
- (2) 船荷証券（B/L）の出し荷主企業

(助成対象貨物)

第3条 助成金は、次に掲げる全ての事項を満たす食品輸出貨物に交付するものとする。

- (1) 志布志港発着の外貿コンテナ定期航路及び国内定期航路を活用した輸出コンテナ貨物（ドライ貨物、リーファー又は CA による冷凍貨物）であること。
- (2) 通関手続きが長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所管轄でなされた貨物であること。
- (3) 助成対象貨物は食品とする。

(助成対象外貨物)

第4条 次の各号に該当する貨物は、助成対象外貨物とする。

- (1) 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金及び志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金の交付を受けた又は受ける予定である貨物。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、コンテナの種類により次の各号のとおり算定する。なお、助成金の対象数量については、輸出許可通知書船荷証券（B/L）に記載される品目の重量 t 又は体積 m³のどちらか大きい方の数値を用いるもの（1RT）とし、重量又は体積の小数点以下の端数は切り上げる。また、助成金は、予算額に達した時点で終了とする。

- (1) ドライコンテナ貨物の場合は、1RT（1 t 若しくは 1 m³）につき 1 万円を乗じた額とし、1 コンテナ当たりの助成限度額を 3 万円、年間助成金限度額を 30 万円とする。
- (2) リーファー又は CA コンテナによる冷凍貨物の場合は、1RT（1 t 若しくは 1 m³）につき 2 万円を乗じた額とし、1 コンテナ当たりの助成限度額を 6 万円、年間助成金限度額を 60 万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（様式第1号）

に、次の各号に定める関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 小口混載貨物の輸出である場合、混載する各企業の同意が得られた際は、助成金申請代表者同意確認書（様式2号）の提出により、同意のあった企業の助成額を含め、助成対象者代表として一括して申請できるものとする。
- 3 助成金申請者又は同条第2号による助成金代表申請者としての関係書類。
 - (1) 船荷証券（B/L）の写し（複数B/Lの1枚用紙への縮小不可）
 - (2) 輸出許可通知書の写し
 - (3) 輸送船舶が国内定期航路によるものである場合は、輸出小口混載貨物輸送証明書（様式第3号）を添えるものとする。
 - (4) 定款及び法人の登記事項証明書（志布志市輸出関連助成金新規利用者のみ）
 - (5) その他、会長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第7条 会長は、前条の申請書を受理したときには、その内容を審査し、助成金交付決定通知書（様式第4号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付請求及び交付）

第8条 助成事業者は、前条の通知を受けた時は、速やかに助成金交付請求書（様式第5号）に助成金交付決定通知書（様式第4号）の写しを添付して会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認にし、当該請求書を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第9条 会長は、助成対象者又は既に補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。